

【参考】

<河川・下水道の一体的整備の概要>

1 河川・下水道の一体的整備とは

台風やゲリラ豪雨等による浸水被害の早期軽減を図るためには、河川と下水道の整備を組み合わせて実施することが効果的です。

具体的には、県と市で協議会を設け、浸水被害が頻発する地区を対象に、浸水被害の原因調査や浸水軽減対策の検討、対策事業の重点実施等を推進します。

対策事業として、市町村は下水道事業として道路側溝から雨水を受ける雨水管、雨水を一時的に貯める貯留管、調整池、雨水を河川に排水するポンプ場等を整備し、県は河川の拡幅等により下水道（雨水排水）の受け皿を整備します。

2 協議会設置市町村 （別添資料④参照）

さいたま市、川口市、越谷市、春日部市、羽生市、戸田市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、草加市

3 河川・下水道の一体的整備の連携施策の策定状況

○平成24年度策定

さいたま市（H24.11）、川口市（H25.3）、越谷市（H25.3）

○平成26年度策定・変更 （別添資料①～③参照）

ふじみ野市（H27.1（新規））、八潮市（H27.3（新規））、川口市（H27.3（追加））